

歴史的景観保全の指針



東京都都市整備局

目 次

I	歴史的景観保全の基本的な考え方	1
1	東京の歴史的景観	1
2	歴史的景観の特性を活かす	2
3	東京都景観条例と歴史的景観保全の指針	3
4	歴史的景観保全の指針の基本事項	4
II	歴史的景観保全の指針	5
1	まちを見る	
	～歴史的な景観資源を見つける	6
2	歴史的景観の特徴をつかむ	
	～指針適用建造物等の見え方や眺望を確認する	7
(1)	歴史的な建物の見え方の特徴をつかむ	8
(2)	歴史的な橋の見え方の特徴をつかむ	9
(3)	歴史的な庭園の見え方の特徴をつかむ	10
3	歴史的景観を活かす	
	～歴史的景観への配慮を要する事項	11
	規模	12
	配置・形態	13
	意匠	14
	素材・色彩	15
	外構・緑・屋外設備	16
	東京都景観条例（抜粋）	17
	<参考> 東京都選定歴史的建造物について	18
	別表1 都選定歴史的建造物 一覧	20
	別表2 文化財指定により選定解除された歴史的建造物一覧	21
	別表3 特に景観上重要な歴史的建造物等 一覧	22
	区市町村の景観担当課	表紙3

I 歴史的景観保全の基本的な考え方

1 東京の歴史的景観

歴史的景観とは

- 東京の歴史的景観は、江戸以来 400 年間にわたる人々の営みが重なり合い形づくられたもので、各時代を越えて受け継がれてきました。
- 歴史的景観は、私たちの身近なところにあります。長い間私たちが親しんできた、古い建物や庭園、橋などが相互に関わり合いながらつくっているものです。神社やお寺、堀、昔から利用している道や坂、並木などの緑や里山なども含まれます。

これらの歴史的景観は、歴史や文化を語るには欠かせないものであり、また、まちの新たな魅力を生み出す重要な要素として地域の活性化にも活かすことができます。
- 日々激しく変化する東京において、歴史的景観は気づかぬうちに失われ、まちの歴史的な雰囲気次第に感じられなくなっています。歴史的景観は、一度失われたり、損なわれると回復するのは困難で、まちの個性を表す大切な記憶が消えてしまいます。

歴史的景観を守り、育てる

- 歴史的景観を継承し、その調和を崩さず次の代に伝えていくことが、今私たちに求められています。
- 時の積み重ねが生み出す歴史的景観を継承し、育てることは、一朝一夕にできるものではありません。海外の多くの都市、例えばパリやボストンでは、強力な制度や絶え間ない努力と実践により、歴史的な建物を保存し、その周辺の景観を守り、育ててきました。

東京での取組の第一歩

- 東京での取組は、この指針によりその第一歩を踏み出しました。東京をより魅力的で潤いのあるまちにしていくために、歴史的景観を、守り、親しみ、育て、さらに良好な景観づくりに活かしていくことが大切です。

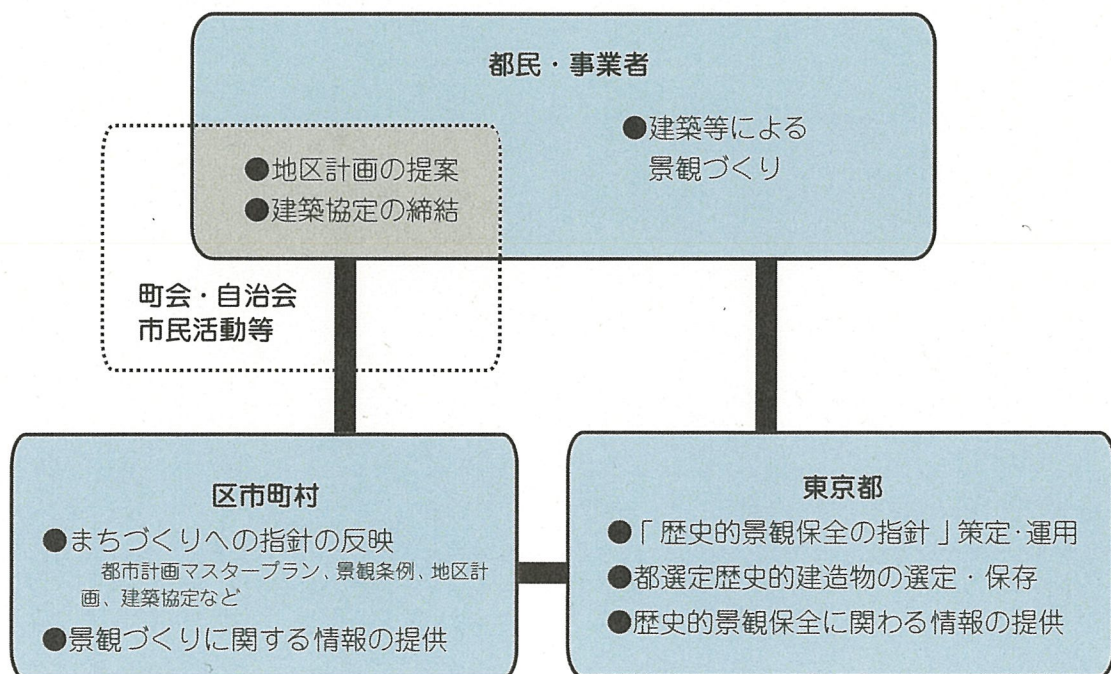
2 歴史的景観の特性を活かす

- 歴史的景観は、生活に快適さと潤いを与え、風格あるまち並みを形づくる、私たちの貴重な共有財産です。
- 歴史的景観の特性を活かした景観づくりは、それぞれの場所ごとに異なる、地形や緑、建物や道路などの様々な要素や見え方などを考慮して進めます。
- そこで、歴史的景観を保全するため、次のことを目標とします。

- 1) 歴史的景観の価値を理解し、将来に伝える
 - ・歴史的な建物などの眺望を遮らないようにする
 - ・歴史的景観の調和を大切にする
- 2) 魅力ある歴史的なまち並みを創る、育てる

- 歴史的景観をさらに育み、魅力的で風格ある地域の景観づくりを進めるにあたっては、都民や事業者、区市町村、東京都が連携し協働していくことが重要です。とりわけ、地域における地区計画や建築協定などがこれからは重要となります。

歴史的景観を活用した景観づくり



3 東京都景観条例と歴史的景観保全の指針

- 東京都は、東京における良好な景観づくりを進めるため、平成9年に「東京都景観条例」を制定しました。（平成18年全部改正：17頁参照）
- 指針改定まで、本指針を改正条例上の「歴史的景観形成の指針」とみなし運用します。（条例附則第6項）
- 「歴史的景観保全の指針」は、次のことを役割としています。

- 1) 歴史的景観の大切さを伝える
- 2) 特に景観上重要な都選定歴史的建造物等^{※1}に配慮した景観づくりのための「手引き」となる
- 3) 都民・事業者による主体的な取組や、都・区市町村の様々な景観づくりの施策に活かすことによって、良好な歴史的景観の形成を推進する

※1 特に景観上重要な都選定歴史的建造物等

①都選定歴史的建造物^{※2}、②その他歴史的建造物等（文化財など）のうちこれらを含む周辺の良い景観の形成に特に重大な影響を与えるものとして都が定めるもの、を指します。（景観条例第32条）

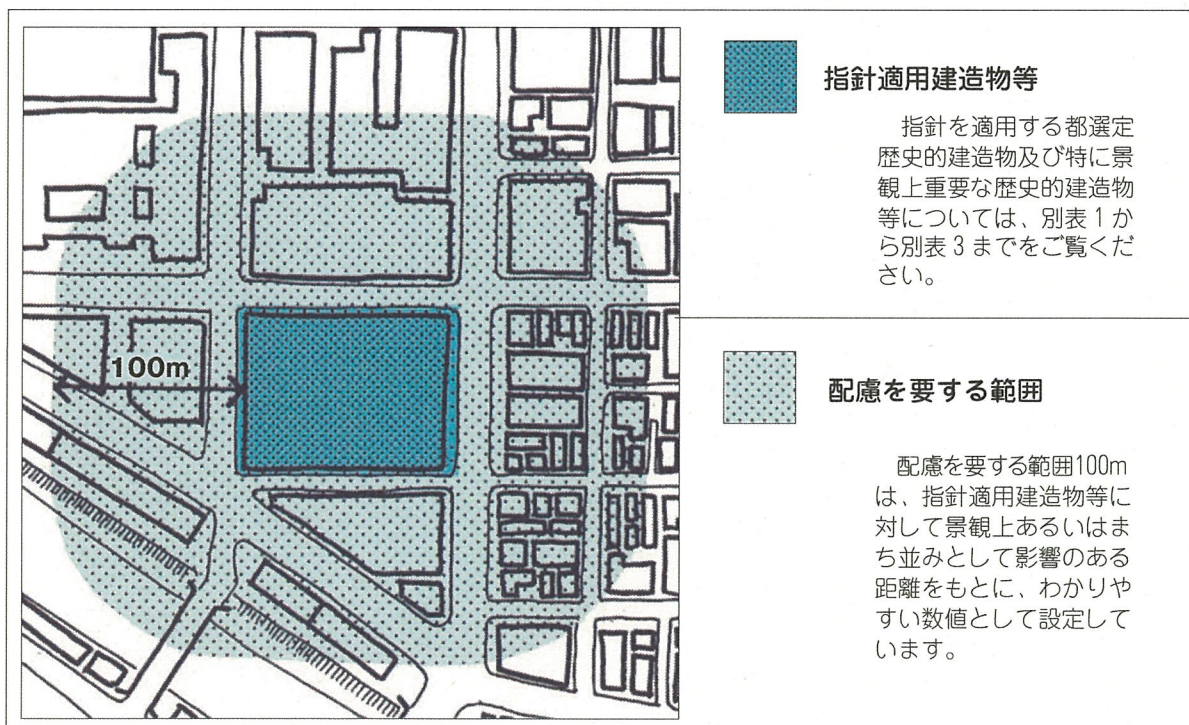
※2 都選定歴史的建造物

歴史的な価値を有する建造物のうち景観上重要であるとして都が選定したもの（文化財を除く）を指します。（景観条例第22条）

建造物には、建築物、土木構造物（橋や水門など）が含まれます。

4 歴史的景観保全の指針の基本事項

- 指針を適用する建造物等（以下「指針適用建造物等」という。）は、①都選定歴史的建造物（別表1）、②文化財指定により選定解除された歴史的建造物（別表2）、③特に景観上重要な歴史的建造物等（別表3）です。
- 歴史的景観への配慮を要する範囲は、指針適用建造物等（別表1、別表2及び別表3）の壁面（庭園等は敷地の境界）から100mの範囲内です。
- 指針への配慮をお願いする対象は、歴史的景観への配慮を要する範囲内において、建築行為等^{*}を行う人です。



※建築行為等

- ・ 建築その他の工作物の新築、増築、改築、移転及び外観の変更
- ・ 土地の区画形質の変更
- ・ 樹木の伐採及び植栽

II 歴史的景観保全の指針

- 建物を建てたり、広場をつくる（建築行為等を行う）には、構想、計画、設計、そして利用と維持・管理の段階があります。それぞれの段階で、指針を活用し、景観について考えてください。
- この指針は、地域のまちづくりや景観のルールづくりに役立てていただくこともできます。歴史的な景観資源を指針適用建造物等に限定しないで、指針をより広く活用して下さい。

構想	まちを見る 計画地がどこにあるか、そのまちの雰囲気、歴史的景観の特徴を捉えるために、まちを実際に歩き、調べてください。	● 指針適用建造物等（別表1、別表2） ● 地域や周辺の景観資源に関する資料（区市町村など）	6 頁 へ
計画	歴史的景観の特徴をつかむ 指針適用建造物等の見え方を確認するなど、歴史的景観の特徴をつかみましょう。	● 指針適用建造物等の見え方 ● 眺望を検討する上での主な視点	7 頁 へ
設計	歴史的景観を活かす 計画段階で捉えた歴史的景観の特徴を念頭に、周囲から計画地がどのように見えるか確認し、設計上の配慮事項を点検しましょう。	● 歴史的景観への配慮を要する事項	11 頁 へ
利用と 維持・管理	歴史的景観に配慮して維持・管理する 完成した建物などの維持と管理は、景観にも大きな影響を与えます。施設の設備や外構・樹木等の管理を検討しましょう。	● 歴史的景観への配慮を要する事項	16 頁 へ

1 まちを見る

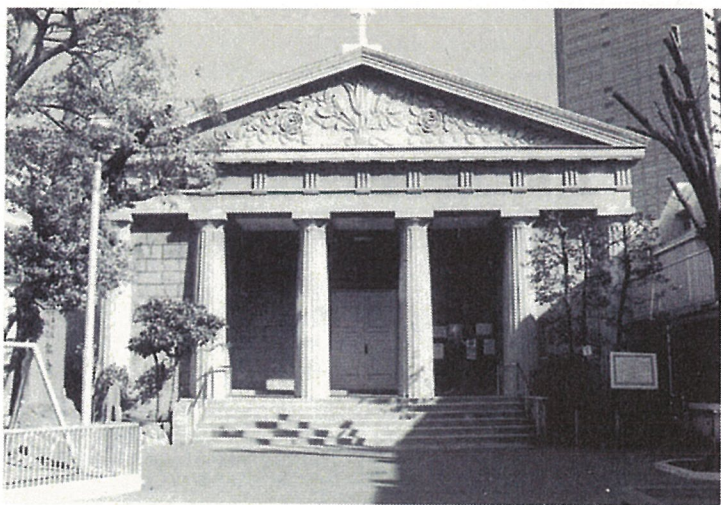
～歴史的な景観資源を見つける

- まちは、それぞれ固有の歴史を持っています。かつてのまちの姿やその変遷、あるいは現在では見え隠れしている地形や昔からある建物などを、調べればまちの歴史的景観の特徴がよくわかります。
- まちの雰囲気、歴史的景観の特徴を捉えるためには、実際にまちを歩くことが大切です。周辺の歴史的な景観資源、建物や道、橋、庭園、樹木などを調べましょう。

まちの歴史の調べ方	区市町村の図書館や郷土資料室など 古地図や地域史、昔の写真集など
-----------	-------------------------------------

相談窓口

指針適用建造物等について	東京都都市整備局市街地建築部市街地企画課 電 話 03-5388-3375 ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/
周辺の歴史的な景観資源に関する資料について	区市町村の景観担当課など



カトリック築地教会聖堂

2 歴史的景観の特徴をつかむ

～指針適用建造物等の見え方や眺望を確認する

- まちの景観は、地形や緑、建物や道路など様々な要素によって構成されているため、地域によってその特徴が違います。

歴史的景観を活かした景観づくりを進めるには、それぞれのまちの歴史的景観の特徴をつかみ、指針適用建造物等の見え方や眺望を確認することが必要です。

- 指針適用建造物等は、江戸や明治、大正、昭和のいずれの時代につくられたものか、洋風か和風かなど、歴史的な背景の違いによって異なる雰囲気を出しています。

このような歴史的な背景やまちの雰囲気を十分に考慮した上で、指針適用建造物等の存在を感じさせる景観づくりを進めましょう。

- ここでは、歴史的な建物や橋、庭園について、周囲の道路やオープンスペースとの関係から、これらの見え方や眺望を検討する上での主な視点を紹介します。

点線の建物などは、説明文の代表的な例を示しています。計画している建物などが点線のような位置にある場合は、景観への影響が大きいため特に配慮が必要です。



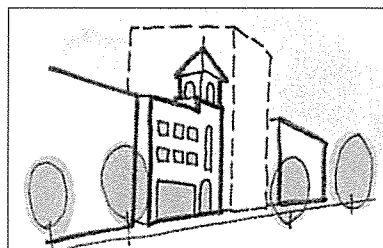
旧岩淵水門

(1) 歴史的な建物の見え方の特徴をつかむ

●歴史的な建物が通りに沿って建つ場合

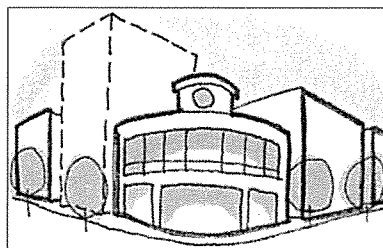
歴史的な建物は、通りからまち並みの一部として見えます。このため隣接したり、通りを挟んで向かい合う建物などは、景観に大きな影響を与えます。

このような例は、商店街の建物や町家、あるいは道路に面した邸宅などに見られます。



●歴史的な建物が交差点に面して建つ場合

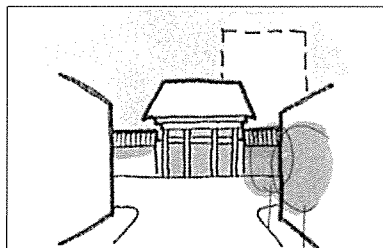
歴史的な建物は交差点の対角からよく見え、目立ちます。このため交差点を囲む他の建物などが景観に相互に影響します。また、交差点や通りから見たとき、隣接する建物などが背景として景観に大きく影響します。



●歴史的な建物が通りの突き当たりに建つ場合

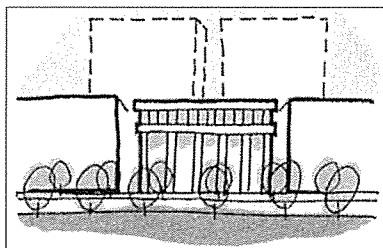
歴史的な建物は通りのアイストップとなり、象徴的に見え、通りは景観上の重要な軸となります。このため、歴史的な建物の背後の建物などは景観に大きく影響します。また、通りに沿う建物などは通りの景観を作り出す重要な要素となります。

このような例は寺社の参道などに見られます。



●歴史的な建物がオープンスペースに面して建つ場合

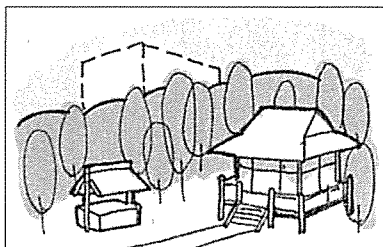
歴史的な建物はオープンスペース（公園、河川、広い道路等）からよく見えます。また、まち並みの一部ともなっています。一方、歴史的な建物の背後の建物などは、オープンスペースからよく見えます。このため、通りに沿って隣接したり背後にある建物などは、歴史的な建物とともにまち並みを形成するなど景観上重要な要素となります。



●歴史的な建物が広い敷地の中（境内）に建つ場合

歴史的な建物は主に敷地の中（境内）で見ることになります。このため、通りからの歴史的な建物の見え方とともに、敷地内の他の建物などの見え方や、敷地内（境内）から歴史的な建物の周囲がどのように見えるかが重要です。

このような例は広い敷地を持つ邸宅や寺社の境内などに見られます。

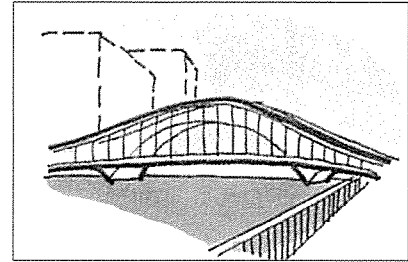


(2) 歴史的な橋の見え方の特徴をつかむ

橋は、川の上空など、広がりのある空間に架けられるため、多方向から見ることができます。

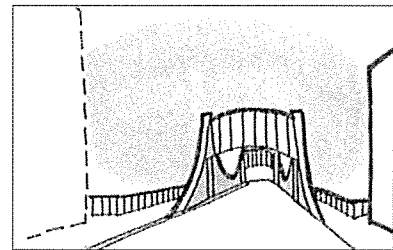
●河川からの見え方

船上や川岸あるいは別の橋からは、橋全体が見えます。このとき橋の輪郭線が見えることが景観上大切です。川沿いのまち並みは周辺の景観として見えます。



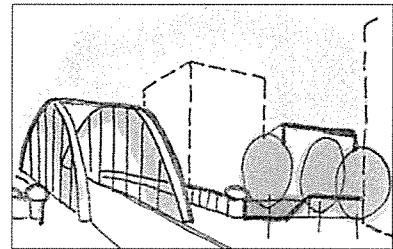
●道路からの見え方

道路方向からは橋と橋詰が見えます。このとき橋詰と道路沿いのまち並みが周辺の景観として見えます。



●橋詰の見え方

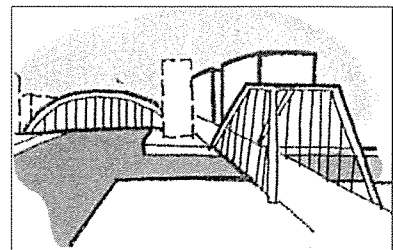
震災後に架けられた橋には架け替え用の余地として橋詰が設けられていますが、ふだんは公園等の小広場として親しまれており、橋の景観上重要な役割を果たしています。



●河川の合流点での見え方

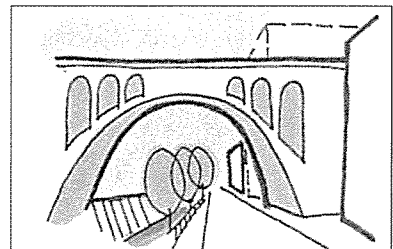
主要な河川と支流とが合流しているところでは、支流に架かる最初の橋と主要な河川の橋が対となって景観を形づくっています。

多様な位置からの見え方に、配慮することが必要です。



●その他の見え方

橋によっては、その下を道路や鉄道が走り、下から見上げたとき、美しい景観を示している場合もあります。

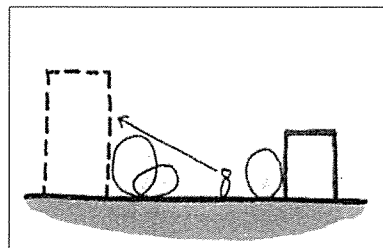
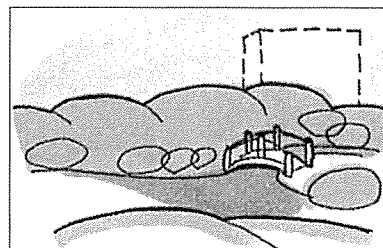


(3) 歴史的な庭園の見え方の特徴をつかむ

庭園は外からの見え方ばかりでなく、敷地内からの眺望が景観上とても重要です。

特に、実際の名所などを縮小して再現する「縮景」や、庭園外の山や建物などをその庭のものであるかのように利用した「借景」などの技法を取り入れている場合、周囲の建物などが庭園の景観を壊してしまうことがあります。

また、庭園内を歩きながら鑑賞する回遊式庭園の場合、園内からの眺望は四方に向きます。このため、庭園の周囲の建物などは、すべてが庭園の景観に大きく影響します。



- ここに紹介した例は、歴史的景観の特徴の一部に過ぎません。指針適用建造物等の大きさや高さ、周囲の地形や道路の形状などによって見え方は変わってしまいます。
また、指針適用建造物等が集積している場合や庭園等のように多くの条件が重なり合う場合も見え方が変わります。
- 指針適用建造物等が直接目に入らない場合でも、これらを中心とした、まちの一体的な雰囲気配慮することが大切です。

3 歴史的景観を活かす

～歴史的景観への配慮を要する事項

- 周辺の景観の特徴、歴史的な建物や橋、庭園などの見え方を確認して、項目ごとの「歴史的景観への配慮を要する事項」を参考に景観づくりを進めてください。



浴風会本館



立教大学本館

規 模

建物などの大きさ

- 建物などの大きさや高さによってその建物などが景観に占める割合も変わり、歴史的景観に与える影響も異なります。
- 歴史的景観の特徴を十分に考慮した上で、建物などの規模を検討することが大切です。やむを得ず規模が大きくなる場合、建物などの配置・形態や意匠、素材・色彩に配慮することで影響を和らげることができます。

■全体の大きさ

建物などの規模は、構想が一度まとまってしまうとその後の変更は難しくなります。建物などの規模は、周辺の指針適用建造物等との調和や見え方を考慮し、その構想段階から検討しましょう。

■高さ

計画している建物などが指針適用建造物等より高くなる場合には、周囲からよく見えるようになります。周囲への威圧感を緩和するような配慮をしましょう。

■間口・奥行き

大きな間口は、まち並みの連続性を阻害する要因となることがあります。また、長大な奥行きは、隣接する指針適用建造物等や敷地に対して、閉鎖感を与える可能性があります。周囲のまち並みとの調和に配慮して、間口と奥行きとの適切なバランスを検討しましょう。

■圧迫感を与えない工夫

計画している建物などの規模がやむを得ず大きくなる場合は、全体を分けて配置したり、形態や意匠、素材・色彩などを指針適用建造物等と調和させるなど、圧迫感を与えないよう工夫しましょう。

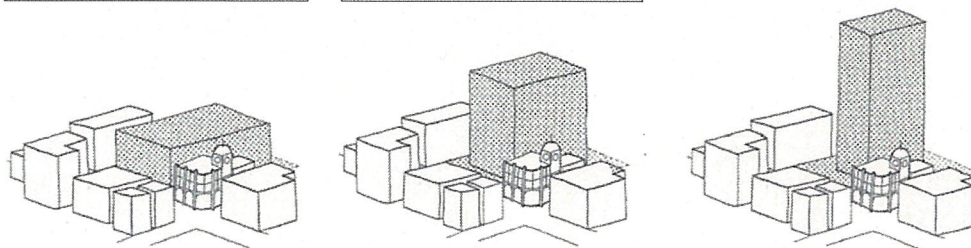
歴史的景観への配慮は、建物などの規模の検討から

同じ容積でも、高さ、間口、奥行き、建物などの周囲の空間によって景観への影響は様々です。

大きな間口や長大な奥行きは、まち並みや隣接する指針適用建造物等に影響します。

壁面の位置によって、まち並みや周囲への威圧感に影響します。

周囲にゆとりはできるが圧迫感も強くなります。



まち並みや周囲に与える影響に応じて、高さや間口・奥行きを検討し、配置・形態、意匠、素材・色彩などの事項に配慮して、圧迫感を和らげたり、指針適用建造物等と調和させるなど工夫しましょう。

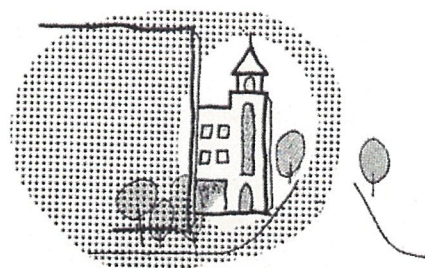
配置・形態

建物などの 位置・かたち

- 指針適用建造物等の見え方や眺望などに配慮し、周囲の景観との調和を図ることが大切です。歴史的景観への影響を緩和するには、計画している建物などの配置・形態を工夫することが重要です。

■指針適用建造物等を遮らない配置

指針適用建造物等の前景となる場所では、計画している建物などが、指針適用建造物等をできるだけ遮らないように、建物などの配置を工夫しましょう。



指針適用建造物等を見せる

■指針適用建造物等を見せる配置

指針適用建造物等が通りに沿って位置する場合は、計画している建物などの壁面の位置を工夫することによって指針適用建造物等を見えやすくすることができます。

また、指針適用建造物等が、アイストップとなっている場合やオープンスペースに面する場合は、その輪郭線が見えやすいように工夫しましょう。



輪郭線が見えやすいように工夫する

■庭園等からの眺望に配慮した配置や形態

歴史的な庭園等は、敷地内からの眺望が景観上とても重要です。庭園等の周辺の建物などは、敷地内から眺望する際の背景となります。庭園等の敷地内からの眺望を確保したり、庭園等への圧迫感を和らげるように、計画している建物などの配置や形態を工夫しましょう。

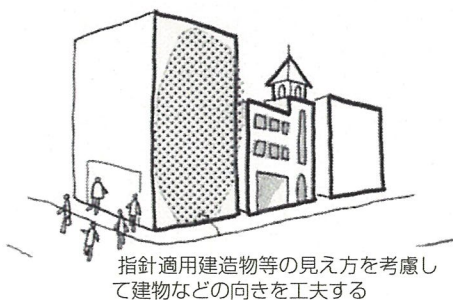


敷地内からの眺望を確保する

■建物などの向き

計画している建物などの向きを変えることによって見え方やまち並みの表情が変わります。

指針適用建造物等の見え方や庭園等からの眺望を考慮して、圧迫感を抑えるよう建物などの向きを工夫しましょう。



指針適用建造物等の見え方を考慮して建物などの向きを工夫する

意匠 建物などの外観

- 指針適用建造物等を積極的に意識させることで、歴史的景観をより強く印象づける方法もあります。計画している建物などの意匠を工夫することが重要です。
- また、周囲のまち並みの魅力を高めるよう外観を工夫することが大切です。

■まち並みに配慮した外観

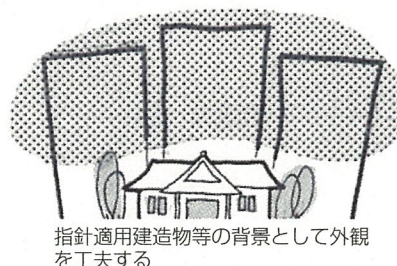
建物などの外観の検討にあたっては、指針適用建造物等を囲むまち並みとの調和に配慮しましょう。

建物などが生み出すリズム感や共通する外観の要素が生み出す一体感などを大切に、指針適用建造物等やその周囲のまち並みと調和するよう工夫しましょう。

■高層部の外観

建物などの高層部は、指針適用建造物等の背景や歴史的な庭園等から眺望する際の背景として、遠くからも目に付きやすい部分です。

指針適用建造物等を引き立たせるように、また眺望を阻害しないように、外観を工夫しましょう。



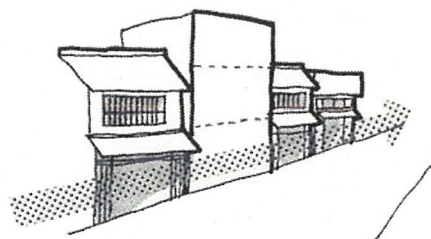
■低層部の外観

建物などの低層部は、歩行者から意識されやすく、まち並みを演出する大切な部分です。

軒の高さや窓などの開口部の配置は、歩行者からの見え方に配慮して、まち並みの連続性を創出するよう、特に工夫しましょう。

(歩きながら見えてくる外観)

まち並みを工夫する



■壁面の意匠

窓割りや柱、梁などによって構成される建物などの壁面の意匠は、まち並みの基調を形成する大きな要素となります。

周辺からの建物などの見え方やまち並みの連続性などに配慮して壁面の意匠を工夫しましょう。

素材・色彩

屋根や壁面の色

- 建物などの素材や色彩は、歴史的景観に特に大きな影響を与えます。質感や色調に配慮し、適切な素材を選ぶことが大切です。
- 指針適用建造物等を中心に、周囲をまち並みとして一体的に整備することで、歴史的景観の魅力を高めていくことも大切です。計画している建物などの素材・色彩を工夫することによる効果が期待できます。

■調和した素材

指針適用建造物等の持つ落ち着いた雰囲気と調和するような素材を使用しましょう。

■時間的味わいに配慮した素材

指針適用建造物等は、時代を経て味わいと落ち着きを醸し出しています。

これらと調和した素材を選択するよう配慮しましょう。



まちの歴史的な雰囲気に素材（舗装）を合わせた例

■調和した色彩

彩度や明度の高い色彩は目立ちがちです。

基調色としては高彩度のものを避け、また、彩度や明度の高いものを使用する場合は、指針適用建造物等との調和を図りましょう。



聖路加国際病院
(チャペル及び付属する旧病棟)

中央の都選定歴史的建造物に配慮して、両側の色調を合わせた例

外構・緑 屋外設備 敷地と設備

- 外構や緑には、建物などの境界を演出する大切な役割があります。境界部分にゆとりをもたせたり、逆に境界を明示することで、指針適用建造物等との連続性をつくりだすこともできます。歴史的景観を引き立たせる工夫が大切です。
- 屋外設備等は、屋上や外壁面等建物などの目立ちやすい場所に表れます。人目に付く場合は屋外設備等の配置や外観を工夫してできるだけ目立たないようにすることが大切です。

■塀・垣・柵等

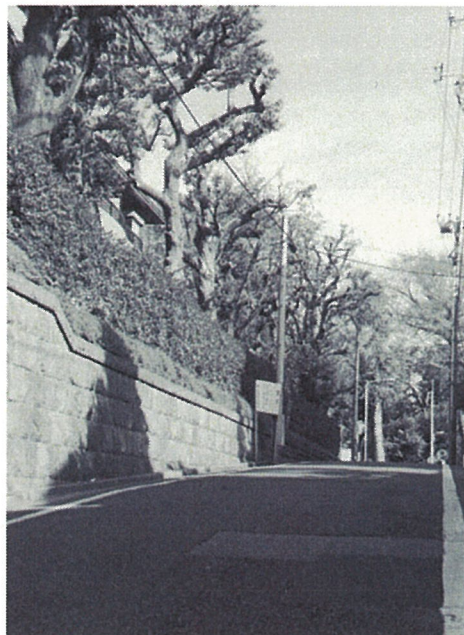
塀・垣・柵、あるいは街灯やベンチ等のストリートファニチャーなどは、指針適用建造物等との連続性に配慮して素材や構造、高さを工夫しましょう。

また、建物などの完成後も景観に配慮した維持・管理を継続しましょう。

■樹木等

樹木等の植栽は、指針適用建造物等とのバランスを考慮して、その種類や配置を工夫する必要があります。

周辺の植生や自然景観を調べるなどして歴史的景観に調和する樹木等の植栽を心がけましょう。また、その地域の特性に合わせて、樹木等の種類を選びましょう。

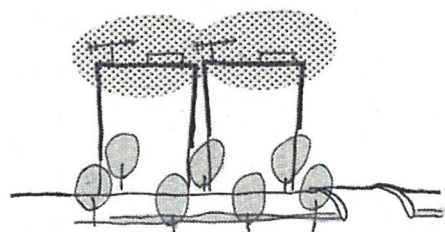


連続性に配慮して構造や高さを工夫した例

■屋外設備等の外観

屋外設備等は特に目に付きやすいものです。屋外設備等は、指針適用建造物等に配慮して、建物などの意匠の一部として取り込んだり、植栽等で隠すなど、目立たないようにしましょう。また、あらかじめ維持管理を考慮し、容易に更新できるようにすることも考えられます。

設計段階において建物などと一体的に検討しましょう。



見られる部分はできるだけ目立たないように

東京都景観条例（抜粋）

第4章 歴史的建造物の保存と歴史的景観の形成

（都選定歴史的建造物の選定）

第22条 知事は、歴史的な価値を有する建造物（以下「歴史的建造物」という。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する建造物で、東京における良好な景観の形成を推進する上で重要なものを東京都選定歴史的建造物（以下「都選定歴史的建造物」という。）に選定することができる。ただし、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第78条第1項若しくは第109条第1項の規定により指定されたもの、同法第57条第1項の規定により登録されたもの、東京都文化財保護条例（昭和51年東京都条例第25号）第4条第1項、第26条第1項若しくは第33条第1項の規定により指定されたもの又は文化財保護法第182条第2項に規定する指定を区市町村が行ったもの（以下これらを「選定対象外建造物」という。）及び法*第19条第1項の景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）を除く。

- 一 東京の歴史及び文化を特徴付けているもの
 - 二 地域の象徴となっているもの
 - 三 多くの都民に親しまれており、地域の個性を形成する核となっているもの
- 2 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の存する区市町村の長の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、第35条の東京都景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、都選定歴史的建造物を選定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 5 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を当該都選定歴史的建造物の存する区市町村の長及び当該都選定歴史的建造物の所有者等に通知するものとする。
- 6 知事は、都選定歴史的建造物を選定したときは、その旨を告示しなければならない。

（選定の解除）

- 第23条 知事は、都選定歴史的建造物について保存のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の事情があると認めるときは、都選定歴史的建造物の選定を解除することができる。
- 2 知事は、前項の規定により都選定歴史的建造物の選定を解除しようとするときは、あらかじめ、都選定歴史的建造物の所有者等の意見を聴くものとする。
- 3 前条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、第1項の規定による選定の解除について準用する。
- 第24条 知事は、都選定歴史的建造物が選定対象外建造物又は景観重要建造物となったときは、都選定歴史的建造物の選定を解除するものとする。
- 2 第22条第5項及び第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

（都選定歴史的建造物の保存）

第25条 都選定歴史的建造物の所有者等は、当該都選定歴史的建造物の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保存に努めなければならない。

（滅失又はき損）

第26条 都選定歴史的建造物の所有者は、当該都選定歴史的建造物の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（現状変更）

第27条 都選定歴史的建造物の現状を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

平成18年10月12日公布（平成18年条例第136号）

- 2 前項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置により都選定歴史的建造物の現状を変更した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による届出に係る都選定歴史的建造物の現状の変更が良好な景観の形成における価値を損なうと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 4 第22条第3項の規定は、前項に規定する指導及び助言について準用する。

（所有者又は占有者の変更）

- 第28条 都選定歴史的建造物の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときは、新たな所有者又は権原に基づく占有者は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 2 都選定歴史的建造物の所有者等は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（歴史的景観形成の指針等）

- 第32条 知事は、都選定歴史的建造物その他の歴史的建造物、史跡又は名勝のうち、これらを含む周辺の良好な景観（以下「歴史的景観」という。）の形成に特に重大な影響を与えるものを、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等（以下「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」という。）として定めることができる。
- 2 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の歴史的景観の形成を推進するための指針（以下「歴史的景観形成の指針」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定めたとき又は歴史的景観形成の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 第22条第3項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等を定める場合又は歴史的景観形成の指針を定める場合において準用する。
- 5 前2項の規定は、特に景観上重要な都選定歴史的建造物等の解除及び歴史的景観形成の指針の変更について準用する。

（歴史的景観形成の指針の配慮）

第33条 法*第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、歴史的景観形成の指針に配慮するよう努めなければならない。

（都選定歴史的建造物等の保存並びに歴史的景観の形成のための支援及び助成）

第34条 知事は、都民又は事業者が都選定歴史的建造物及び景観重要建造物（景観行政団体となった区市町村の長が指定した景観重要建造物を除く。）を保存し、又は歴史的景観を形成するに当たり必要があると認めるときは、技術的支援、適正な助成その他の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条及び附則第9項の規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 4 この条例の施行の際、旧条例第29条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物は、この条例第22条第1項の規定により選定された都選定歴史的建造物とみなす。
- 5 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた都選定歴史的建造物等は、この条例第32条第1項の規定により定められた特に景観上重要な都選定歴史的建造物等とみなす。
- 6 この条例の施行の際、旧条例第36条第1項の規定により定められた歴史的景観保全の指針は、この条例第32条第2項の規定により定められた歴史的景観形成の指針とみなす。

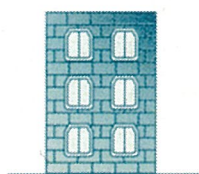
※ 景観法（平成16年法律第110号）を指す

<参考> 東京都選定歴史的建造物について

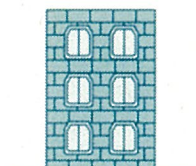
東京都選定歴史的建造物

歴史的な価値を有する建造物のうち、景観上重要なものとして、東京都景観条例に基づき、知事が選定したものです。ただし、文化財は除かれます。

※東京都景観条例： 東京の自然を生かし、歴史と文化を継承し、地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定めて、景観づくりを総合的・計画的に進めることを目的とし、平成9年12月に制定されました。
(平成18年10月全部改正)



「古いだけで大した
建物ではないみたい」
(文化財でもないし)



「いいえ、東京の
景観づくりにとって
重要な建物です」



「土木構造物でも
いいものがあるけど」



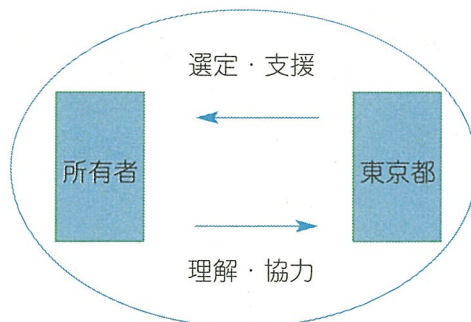
「建築だけでなく
土木構造物なども
重要な建造物です」

基本的な考え方

所有者のご事情を考慮し、ゆるやかに保存し、景観づくりの中で活用していくという考え方です。規制という考え方ではなく、所有者と東京都との信頼関係に基づくものです。

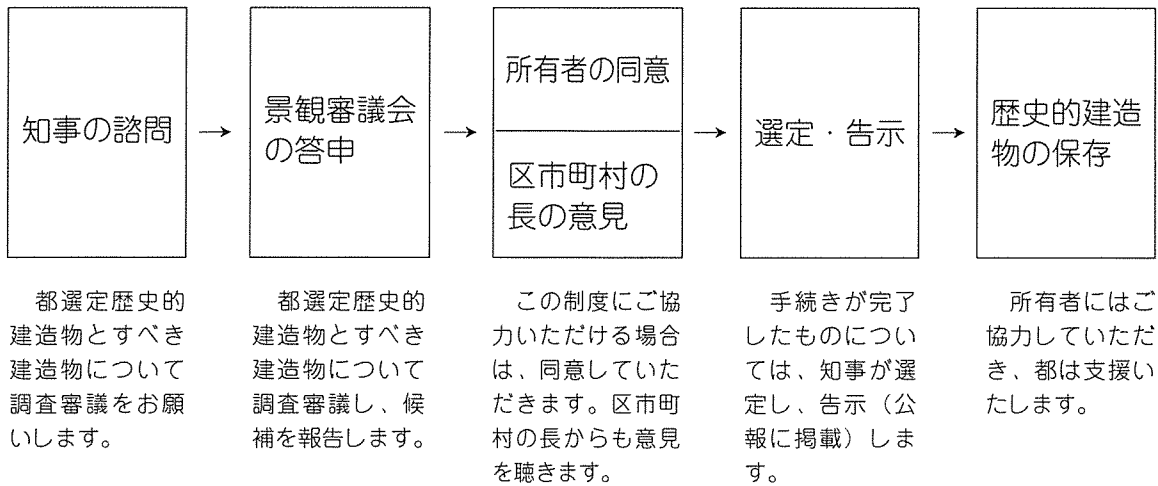
※「東京都選定歴史的建造物」のしくみ

歴史的建造物を保存・活用するには所有者のご理解とご協力が必要です。



東京都も景観上重要な歴史的建造物を選定し、できる限りの支援をします。

「東京都選定歴史的建造物」に選定・保存されるまで



選定基準

- 1 歴史的な価値を有する建造物で、原則として建設後 50 年を経過しているものです。
- 2 東京都の景観づくりにおいて重要なものです。
 - ① 地域の歴史的景観を特徴づけていること
 - ② 地域のランドマークとしての役割を果たしていること
 - ③ 都民となじみが深く、地域のイメージの核となっていること
- 3 できるだけ建設当時の状態で保存されているものです。
- 4 外観が容易に確認できる（外から見える）ものです。

※「東京の景観づくりにおいて必要なもの」

基準	地域の歴史的景観を特徴づけていること	地域のランドマークとしての役割を果たしていること	都民となじみが深く地域のイメージの核となっていること
例	○ 東京の風格ある景観を構成している ○ 立地する場所と関連が深く一体的な景観を構成している ○ 建設された時代・類型に特色があり特徴ある景観を構成している	○ 大通り・角地・広大な敷地に存在している ○ 周囲に比して規模が大きい ○ 特徴的なデザインが際立っている （以上の条件を複数満たしている）	○ 日常生活の中で広く都民に利用されている ○ 絵画・写真・映画・文学等でその存在が引用されている ○ その他、人々に親しまれ、都民の関心が高い

別表1 都選定歴史的建造物一覧

平成20年3月末現在

No.	建 造 物 の 名 称	所 在 地	建 築 年	構 造	規 模 階数(地下)	No.	建 造 物 の 名 称	所 在 地	建 築 年	構 造	規 模 階数(地下)
1	三越本店	中央区日本橋 室町1-4-1	大正3年 昭和2年	SRC造	7階(3)	36	西町インターナショナルスクール (松方ハウス)	港区元麻布 2-14-7	大正10年	木造	2階 一部3階(1)
2	近三ビルディング	中央区日本橋 室町4-1-21	昭和6年	RC造	8階(1)	37	浴風会本館	杉並区高井戸 西1-12-1	大正15年	RC造	2階 一部3階(1) 塔屋付
3	聖路加国際病院 (チャペル及び付属する旧病棟)	中央区明石町 10-1	昭和8年	SRC造	7階(1)	38	津田塾大学本館	小平市津田町 2-1-1	昭和6年	RC造	3階 一部4階
5	早稲田大学2号館 (旧図書館)	新宿区早稲田 1-6-1	大正14年	RC造 一部S造	2階(1)	39	藪蕎麦	千代田区神田 淡路町2-10	大正12年	木造	2階
6	早稲田奉仕園 スコットホール	新宿区西早稲 田2-3-1	大正10年	煉瓦造	2階(1)	40	いせ源本館	千代田区神田 須田町1-11-1	昭和7年	木造	3階
7	静嘉堂文庫	世田谷区岡本 2-23-1	大正13年	RC造	2階	41	神田まつや	千代田区神田 須田町1-13	大正14年	木造	2階
8	岩崎家玉川廟	世田谷区岡本 2-23-1	明治43年	石造	1階	42	ぼたん	千代田区神田 須田町1-15	昭和4年	木造 一部RC造	3階(1)
9	立教大学本館	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造	2階(1)	43	竹むら	千代田区神田 須田町1-19-2	昭和5年	木造	3階
10	立教大学図書館旧館	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造	2階	44	虎ノ門 金刀比羅宮	港区虎ノ門 1-2-7	昭和26年	木造	1階
11	立教学院 諸聖徒礼拝堂	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造 一部S造	1階 一部3階	45	立教大学第1食堂	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造	1階
14	自由学園 女子部食堂	東久留米市学 園町1-8-15	昭和9年	木造	1階 一部2階	46	立教大学2号館	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造	2階
15	市政会館・ 日比谷公会堂	千代田区日比 谷公園1-3	昭和4年	SRC造	6階(1) 塔屋4階	47	立教大学3号館	豊島区西池袋 3-34-1	大正7年	煉瓦造	2階
16	ヨネビルディング	中央区銀座 2-8-20	昭和5年	SRC造	6階	48	柴又帝釈天題経寺大 客殿	1 飾区柴又 7-10-3	昭和4年	木造	1階
17	カトリック築地教会 聖堂	中央区明石町 5-26	昭和2年	木造	2階	49	高安寺 本堂	府中市片町 2-4-1	享和3年	木造	1階
18	日立目白クラブ (本館及び別館)	新宿区下落合 2-13-28	昭和3年	RC造	本館2階(1) 別館2階	50	高安寺 山門	府中市片町 2-4-1	明治5年	木造	2階
19	上田邸(旧忍旅館)	台東区池之端 3-3-19	昭和4年	木造		51	高安寺 鐘楼	府中市片町 2-4-1	安政3年	木造	1階
20	東京都慰霊堂	墨田区横綱 2-3-25	昭和5年	SRC造	3階	52	自由学園 初等部食堂	東久留米市学 園町1-8	昭和6年	木造	1階
21	東京都復興記念館	墨田区横綱 2-3-25	昭和6年	SRC造	2階	53	自由学園 女子部体操館	東久留米市学 園町1-8	昭和9年	木造	1階 一部2階
22	駒澤大学耕雲館 (禅文化歴史博物館)	世田谷区駒沢 1-23-1	昭和3年	RC造	3階(1)	54	自由学園 女子部講堂	東久留米市学 園町1-8	昭和9年	木造	1階 一部2階
23	中央区立常盤小学校	中央区日本橋 本石町4-4-26	昭和4年	RC造	3階	55	自由学園 男子部体育館	東久留米市学 園町1-8	昭和11年	木造	1階 一部2階
24	中央区立泰明小学校	中央区銀座 5-1-13	昭和4年	RC造	3階(1)	56	聖母病院	新宿区中落合 2-5-1	昭和6年	RC造	3階
25	国立国会図書館国際 子ども図書館	台東区上野 公園12-49	明治39年 昭和4年	S・煉瓦造 一部RC造	3階(1) 一部7階	57	新宿区立 林芙美子記念館	新宿区中井 2-20-1	昭和16年	木造	1階
26	旧岩淵水門	北区志茂五丁 目地先	大正13年	RC造 一部S造	幅員9m 5門	58	明治神宮 聖徳記念絵画館	新宿区霞ヶ丘 町1-1	大正15年	RC造	2階
30	蔵前橋	台東区 ～墨田区	昭和2年	鋼アーチ橋 RCアーチ橋	橋長 173m 幅員 25m	59	明治神宮宝物殿	渋谷区代々木 神園町1-1	大正10年	SRC造	1階
31	厩橋	台東区 ～墨田区	昭和4年	鋼アーチ橋	橋長151.4m 幅員 24m	60	明治神宮桃林荘	渋谷区代々木 神園町1-1	明治初期	木造	1階
32	駒形橋	台東区 ～墨田区	昭和2年	鋼アーチ橋	橋長146.3m 幅員 25m	61	清明亭	世田谷区深沢 7-3-1	昭和6年	木造 一部RC造	2階(1)
33	吾妻橋	台東区 ～墨田区	昭和6年	鋼アーチ橋	橋長132.5m 幅員 20m	62	1 飾区山本亭	1 飾区柴又7- 19-32	大正末期 ～昭和初期	木造	1階 一部2階
34	白鬚橋	台東区 ～墨田区	昭和6年	鋼アーチ橋 鋼トラス橋	橋長186.8m 幅員 20m	63	DNタワー21 (旧第一生命館)	千代田区有楽 町1-13-1	昭和13年	SRC造	8階(3)
35	東京ルーテルセンタ ービル	千代田区富士 見1-2-32	昭和12年	SRC造	4階(1)	64	鈴木ビル	中央区銀座1- 28-15	昭和4年	RC造	5階(1)

(注) 原則として、建物の内部や敷地の公開はしていません。

別表2 文化財指定により選定解除された歴史的建造物一覧

平成20年3月末現在

No.	建 造 物 の 名 称	所 在 地	建 築 年	構 造	規 模 階数(地下)
65	日本基督教団安藤記念教会会堂	港区元麻布 2-14-16	大正6年	石造	1階 一部2階
66	旧小笠原邸	新宿区河田町 10-10	昭和2年	RC造	2階(1)
67	伊勢丹本店本館	新宿区新宿 3-14-1	大正15年 昭和8年	SRC造	7階(3)
68	新宿御苑旧御涼亭 (台湾閣)	新宿区内藤町 11	昭和2年	木造	1階
69	東京大学広報センタ ー(旧医師会事務局)	文京区本郷 7-3-1	大正15年	RC造	2階
70	東京大学七徳堂	文京区本郷 7-3-1	昭和13年	RC/SRC造	1階
71	東京大学農学部3号 館	文京区弥生 1-1-1	昭和16年	RC造	4階(1)
72	中央区十思スクエア (旧中央区立十思小 学校)	中央区 小伝馬町5-1	昭和3年	RC造	3階
73	港区立高輪台小学校	港区高輪 2-8-24	昭和10年	RC造	3階(1)
74	涼亭	江東区清澄3- 3(都立清澄庭 園内)	明治42年	木造	1階
75	島屋東京店	中央区日本橋 2-4-1	昭和8年	SRC造	8階(2)
76	三菱倉庫江戸橋倉庫 ビル	中央区日本橋 1-19-1	昭和5年	RC造	6階(1)
77	両国橋	中央区 ～墨田区	昭和7年	ガルバー式 鋼鈹桁橋	横長165m 幅員24m
78	言問橋	台東区 ～墨田区	昭和3年	ガルバー式 鋼鈹桁橋	横長237m 幅員22m

(注) 原則として建物の内部や敷地の公開はしていません。

No.	建 造 物 の 名 称	所 在 地	建 築 年	構 造	規 模 階数(地下)
4	早稲田大学21号館 (大隈講堂)	新宿区戸塚町 1-104-1	昭和2年	RC造 一部S造	3階(1)
12	渋沢青淵記念財団竜 門社 青淵文庫	北区西ヶ原 2-16-1	大正14年	RC造 れんが造	2階
13	渋沢青淵記念財団竜 門社 晩香廬	北区西ヶ原 2-16-1	大正6年	木造	1階
27	勝鬨橋	中央区	昭和15年	双葉鉄開橋 鋼アーチ橋	橋長246m 幅員 22m
28	永代橋	中央区 ～江東区	大正15年	鋼アーチ橋	橋長184.7m 幅員 25m
29	清洲橋	中央区 ～江東区	昭和3年	鋼吊橋	橋長186.2m 幅員 25m

(注1) 原則として建物の内部や敷地の公開はしていません。

(注2) 旧条約に基づき定められた東京都選定歴史的建造物 (No.1 から No.76まで) は、歴史的景観保全の指針の適用対象となります。

(注3) No.12及びNo.13は、平成17年12月27日付けで重要文化財に指定されました。

(注4) No.27、No.28及びNo.29は、平成19年6月18日付けで重要文化財に指定されました。

(注5) No.4は、平成19年12月4日付けで重要文化財に指定されました。

別表3 特に景観上重要な歴史的建造物等 一覧

平成20年3月末現在

No.	建 造 物 の 名 称	所 在 地	構 造	規 模 階 数 (地下)	備 考
1	ニコライ堂(日本ハリストス 正教会教団復活大聖堂)	千代田区神田駿河台4-1-3	れんが造・石造	1階	国指定 重要文化財
2	日本銀行本店本館	中央区日本橋本石町2-2-1	れんが造・石造	3階	国指定 重要文化財
3	三井本館	中央区日本橋室町2-1-1	SRC造	5階(2) 屋上塔屋付	国指定 重要文化財
4	日本橋	中央区日本橋1丁目、日本橋室町1丁目 間	石造	二連アーチ橋	国指定 重要文化財
5	六義園 旧前田侯爵邸洋館	文京区本駒込6	—	87,809.41㎡	国指定 特別名勝
6	(旧東京都近代文学博物館)	目黒区駒場4-3-55 目黒区駒場公園内	RC造	3階	都指定 有形文化財(建造物)
7	法明寺鬼子母神堂 広園寺	豊島区雑司ヶ谷3-15-20	木造	1階	都指定 有形文化財(建造物)
8	(総門・山門・仏殿・鐘楼・境域)	八王子市山田町1577	木造	1階	都指定 有形文化財(建造物) 史跡
9	井の頭恩賜公園	武蔵野市 御殿山1、吉祥寺南町1 三鷹市 井の頭3～5、下連雀1、牟礼4	—	363,772.99㎡	都指定 旧跡・都指定 史跡
10	大國魂神社本殿及び 馬場大門のケヤキ並木	府中市宮町3-1 府中市宮町1 府中市宮西町1、2	木造	1階	都指定 有形文化財(建造物) 国指定 天然記念物
11	高幡不動 (金剛寺不動堂・仁王門)	日野市高幡733	木造	1階	国指定 重要文化財
12	明治学院 (インプリー館・記念館・礼拝堂)	港区白金台1-2-37	木造/れんが 造・木造	2階/1階	重要文化財・区指定有形文化 財(建造物)・同左
13	向島百花園	墨田区東向島3-18-3	—	10,885.88㎡	国指定 名勝・史跡
14	旧安田庭園	墨田区横綱1-12-1	—	10,882.39㎡	都指定 名勝
15	旧弾正櫓(八幡橋)	江東区富岡1～同2	鉄製、単径間 アーチ橋	橋長15.7m 幅員3.6m	国指定 重要文化財
16	池上本門寺五重塔	大田区池上1-1-1	木造	三間 五重塔婆	国指定 重要文化財
17	浄真寺 (仁王門・三仏堂・奥沢城跡)	世田谷区奥沢7-41-3	木造	1階	国指定 重要文化財・区指定 有形文化財(建造物)・区指定 史跡
18	徳富蘆花旧宅	世田谷区粕谷1-20 蘆花恒春園内	木造	1階	都指定 史跡
19	高安寺観音堂	府中市片町2-4	木造	1階	市指定 市重宝(建造物)
20	旧多摩聖蹟記念館	多摩市連光寺5-1-1	RC造	1階	市指定 有形文化財(建造物)
21	東京農工大学 農学部本館	府中市幸町3-5-8	SRC造	3階	国登録 有形文化財
22	浜離宮庭園	中央区浜離宮庭園	—	250,165.81㎡	国指定 特別名勝 特別史跡
23	旧芝離宮庭園	港区海岸1	—	43,175.36㎡	国指定 名勝
24	台場公園	港区台場1	—	48,575.56㎡	国指定 史跡
25	小石川後楽園	文京区後楽1	—	70,847.17㎡	国指定 特別史跡 特別名勝
26	旧岩崎邸庭園	台東区池之端1	—	17,079.03㎡	重要文化財
27	清澄庭園	江東区清澄2、3	—	46,439.33㎡	都指定 名勝
28	旧古河庭園	北区西ヶ原1	—	30,780.86㎡	国指定 名勝
29	殿ヶ谷戸庭園	国分寺市南町2	—	21,123.59㎡	都指定 名勝

(注1) 原則として、建物の内部や敷地の公開はしません。

(注2) 22、浜離宮庭園は、庭園の周辺東南側50間、北東・北西・南西側各10間の海面を適用の起点とする。

(注3) 24、台場公園は、第三台場、第六台場の周辺30間の海面を適用の起点とする。

区市町村景観担当窓口一覧

区市町村名	部 課 名	電 話 番 号
千 代 田 区	まちづくり推進部 景観・地区計画担当課	03-3264-2111 内線2831
中 央 区	都市整備部 都市計画課	03-3546-5468
港 区	環境・街づくり支援部 都市計画課	03-3578-2111 内線2210
新 宿 区	都市計画部 地区計画課	03-3209-1111 内線4461
文 京 区	都市計画部 計画調整課	03-5803-1240
台 東 区	都市づくり部 まちづくり推進課	03-5246-1368
墨 田 区	都市計画部 都市計画課	03-5608-6260
江 東 区	都市整備部 都市計画課	03-3647-9454
品 川 区	まちづくり事業部 都市計画課	03-5742-6760
目 黒 区	都市整備部 都市計画課	03-5722-9726
大 田 区	まちづくり推進部 都市開発課	03-5744-1339
世 田 谷 区	都市整備部 地域整備課	03-5432-2039
渋 谷 区	都市整備部 都市計画課	03-3463-1211 内線2691
中 野 区	都市整備部 都市計画分野	03-3228-8262
杉 並 区	都市整備部 まちづくり推進課	03-3312-2111 内線3363
豊 島 区	都市整備部 都市計画課	03-3981-2462
北 区	まちづくり部 都市計画課	03-3908-9152
荒 川 区	都市整備部 都市計画課	03-3802-3111 内線2813
板 橋 区	都市整備部 都市計画課	03-3579-2552
練 馬 区	都市整備部 都市計画課	03-3993-1111 内線8661
足 立 区	都市整備部 都市計画課	03-3880-5111
北 区	都市整備部 街づくり調整課	03-3695-1111
江 戸 川 区	都市開発部 都市計画課	03-5662-6368
八 王 子 市	まちづくり計画部 都市計画室	042-620-7258
立 川 市	都市整備部 都市計画課	042-523-2111 内線273
武 蔵 野 市	都市整備部 まちづくり推進課	0422-60-1872
三 鷹 市	都市整備部 都市計画課	0422-45-1151 内線2813
青 梅 市	都市開発部 都市計画課	0428-24-2375
府 中 市	都市整備部 計画課	042-335-4412 内線2737
昭 島 市	都市計画部 都市計画課	042-544-5111 内線2263
調 布 市	都市整備部 街づくり推進課	0424-81-7454
町 田 市	都市計画部 都市計画課	042-722-3111

区市町村名	部 課 名	電 話 番 号
小 金 井 市	都市整備部 まちづくり推進課	042-387-9861 内線3511
小 平 市	都市開発部 まちづくり課	042-346-9554
日 野 市	まちづくり部 都市計画課	042-585-1111 内線3111
東 村 山 市	都市整備部 都市計画課	042-393-5111 内線2713
国 分 寺 市	都市建設部 都市計画課	042-325-0111 内線387
国 立 市	建設部 都市計画課	042-576-2111 内線362
西 東 京 市	都市整備部 都市計画課	0424-64-1311 内線2412
福 生 市	都市建設部 まちづくり計画課	042-539-0673
狛 江 市	建設環境部 計画課	03-3430-1111 内線2542
東 大 和 市	都市建設部 都市計画課	042-563-2111 内線1261
清 瀬 市	建設部 都市計画課	042-492-5111 内線362
東 久 留 米 市	都市建設部 都市計画課	0424-70-7762 内線2711
武 蔵 村 山 市	都市整備部 まちづくり課	042-565-1111 内線272
多 摩 市	都市づくり部 都市計画課	042-338-6856
稲 城 市	都市建設部 まちづくり推進課	042-378-2111 内線323
あ き 野 市	都市整備部 都市計画課	042-558-2026
羽 村 市	都市整備部 都市計画課	042-555-1111 内線287
瑞 穂 町	都市計画課	042-557-0599
日 の 出 町	都市開発課	042-597-0511
奥 多 摩 町	地域整備課	0428-83-2367
檜 原 村	産業環境課	042-598-1011 内線123
大 島 町	町長室	04992-2-1444
八 丈 町	企画財政課	04996-2-1121 内線302
新 島 村	建設課	04992-5-0240 内線208
神 津 島 村	建設課	04992-8-0011 内線43
三 宅 村	復興政策室	04994-5-0983
小 笠 原 村	企画政策室	04998-2-3120
御 蔵 島 村	産業課	04994-8-2121
利 島 村	産業環境課	04992-9-0011
青 ケ 島 村	事業課	04996-9-0111